

管谷怜子後援会「日時計の丘」規約

2022.4.1

第1条（名称・所在地・設立日）

本会は、管谷怜子後援会（日時計の丘）と称し、事務局を福岡市城南区片江 1-1-23 に置き、2022年4月1日設立です。

第2条（目的）

本会は、ピアニスト管谷怜子の活動精進に寄与し、物心両面から支援し、会員相互の交流を通じてさらなる文化発展に資することを目的とします。

第3条（入会）

本会の入会資格は、以下のとおりとし、その項目全てに該当する方とします。

1. 本会則に同意した方
2. 反社会的勢力及びその関係者でない方
3. 過去に第6条にある退会の通告を受けていない方

第4条（会員の種類ならびに、会費、入会金とその支払い方法）

本会の会員は、第2条の目的に賛同する一般会員、家族会員および特別会員により構成します。

1. 入会金は 3,000 円とします。ただし家族会員の場合には、家族単位で 3,000 円とします。
2. 一般会員の年会費は 3,000 円とし、家族会員の年会費は一人毎に 2,000 円とします。
3. 特別会員の年会費は1口 10,000 円とし口数に制限はありません
4. 入会金および年会費の支払いは別途お知らせする振込先に振込をお願いします。

第5条（会員の特典等）

本会の会員には、次の特典があります。

1. 年数回の会報（一般会員向け、お子様会員向け）
2. リサイタルチケットの優先予約および割引提供
3. リサイタル後の懇親会のご案内
4. 会員限定コンサートのご案内
5. 特別会員向け

上記2～4項の優先のご案内

リサイタルチケットの無償提供、優先席など

なお、特別会員の年会費の一定部分は、ピアニスト管谷怜子の演奏向上・活動拡大に資する特別な活動のための資金に充てるものとします。

第6条（退会）

本会よりの退会は会員の申請によりいつでも行えます。

また、年度末にて会費の納入がない場合に自動的に退会とします。

尚、既納の会費は返済しないものとします。

本会は、会員が以下の事由のいずれかに該当する場合、当該会員に通告の上退会させることができます。

1. 本会則に違反したとき又は本会の名誉、信用を著しく傷つけた場合
2. 罪を犯し、又はその嫌疑を受け社会的信用を失った場合
3. 前各項のほか、会員としての品格を著しく損なうと認められる行為があった場合

第7条（理事および理事会）

本会の運営のために理事若干名による理事会を設けます。

理事の中から互選により、会長、副会長、事務局長などをおきます。

第8条（運営期間）

本会の運営期間は、毎年1月1日から翌12月31日とします。

第9条（個人情報の取り扱い）

本会への入会申込時にご提供いただいた個人情報は、原則として後援会事業の運営以外には使用いたしません。

第10条（規約の改訂）

本規約の改訂は理事会での議決によります。

第11条（実施期日）

本規約は2022年5月1日より実施します。

以上